

水

10月1日は浄化槽の日です

【下水道課】

浄化槽は微生物の働きで汚れた水をきれいにします。微生物が活動しやすい環境を保つためには、適正な維持管理が必要です。

もし、浄化槽が正常に機能しないと、河川の汚染や悪臭の原因となります。浄化槽を使用している人は、下記の3つの義務を守り、浄化槽の適正な管理に努めてください。

●浄化槽法で定められている3つの義務

1. 浄化槽の保守点検

浄化槽本体の機器の調整や薬剤の補充などを行います。県知事登録の専門業者に委託してください。

2. 浄化槽の清掃

浄化槽内の汚れを取り除き、装置の洗浄などを行う作業をいい、浄化槽の機能を正常に保つため、年1回以上必要です。市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

3. 浄化槽の法定検査

毎年1回の水質検査を受けなければなりません。法定検査は、和歌山県水質保全センターで受けてください。

●問い合わせ 下水道課 ☎33-3160

公共下水道接続促進助成金制度をご利用ください

【下水道課】

市では、専用住宅および併用住宅を公共下水道へ接続する排水設備工事に対し、工事費の一部を助成する公共下水道接続促進助成金制度を設けています。

この助成制度は、下水道へ接続可能となった日（供用開始日）から3年以内に排水設備の新設工事申請を受理されていることなどの条件を満たしている人が対象となります。

詳しくは、市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

●問い合わせ 下水道課 ☎33-3160

税

休日と夜間の納付・納税相談

【税務課】

仕事の都合などで平日に納付することができない人や、事情があり納期通りの納付が困難な人を対象に、休日と夜間に納付・納税相談を行なっています。

●相談日時（毎月第4日曜日および第4水曜日）

- 10月24日(日) 午前8時30分～午後5時
- 10月27日(水) 午後5時15分～8時

●場所・問い合わせ

税務課 収納係 ☎33-6109

納期限のお知らせ

【税務課】

●11月1日(月)

- 個人市・県民税……………3期
- 国民健康保険税……………4期
- 後期高齢者医療保険料……………4期
- 介護保険料……………4期

環境

森林に関する補助金について

【農林振興課】

森林は、水を貯える働きや資源循環など多面的な機能を持ち合わせています。

市では、10月1日から手入れが進んでいない森林の間伐や、作業道の開設・改修などを行う森林所有者に対して補助金を交付します。

詳しくは市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

●問い合わせ

農林振興課 ☎33-6113



インクカートリッジなどの回収ボックスを設置しています

【生活環境課】

使用済みのインクカートリッジや携帯電話、タブレットなどの回収ボックスを下記の場所に設置しています。

回収されたものは、リサイクル業者に引き渡し、リサイクルされますので、ぜひご利用ください。

●設置場所

橋本市役所、保健福祉センター

●回収できるもの

- 全てのメーカーの使用済みインクカートリッジ
- 使用済み携帯電話、スマートフォン、タブレットなど

●問い合わせ

生活環境課 ☎33-3702

生ごみ処理機器購入補助金について

【生活環境課】

市では、ごみの中でも水分が多く臭いなどの原因となる生ごみについて、減量・堆肥化のために生ごみ処理機器を購入する世帯に対し補助制度を設けています。

近年、市場に高性能な生ごみ処理機器が普及してきたことに伴い、10月1日から補助金の上限を4万円から6万円に変更しました。

●補助率 5分の3（上限額6万円）

●対象者

橋本市に住所を有し、継続的に生ごみを減量・たい肥化に努める人。

※予算の範囲内で申請順に補助します。

●申請に必要な添付書類

領収書、保証書、印鑑、振込口座がわかるもの

●申し込み・問い合わせ

生活環境課 ☎33-3702



パソコンなどを宅配便回収しています

【生活環境課】

市と協定を締結しているリネットジャパン(株)（小型家電リサイクル法認定事業者）が、家庭で不要になったパソコンや小型家電を宅配便で回収しています。

利用方法や対象品などの詳細は市ホームページ（下の二次元コード）をご覧ください。

●申し込み・問い合わせ

- リネットジャパン(株)
- ☎0570-085-800
- 生活環境課 ☎33-3702



ジモティーにリユース品を掲載しています

【生活環境課】

ジモティーは無料で利用できる地域の広告掲示板です。市民から排出



された不用品の中からリユースできるものを環境美化センター内のリユースセンターにて展示するとともに、ジモティーにて掲載しています。

利用方法や対象品などの詳細は市ホームページ（右の二次元コード）をご覧ください。

●問い合わせ 生活環境課 ☎33-3702



生ごみを減らしましょう

【生活環境課】

生ごみは、可燃ごみの重量の約半分を占めます。市では以前から減量・堆肥化を推進しており、微生物の力で生ごみを分解するコンポスト容器などの無料貸出しや、生ごみ電気処理機の購入を補助する制度も設けています。その結果、すでに5,000世帯を超えるご家庭で生ごみ減量に向けた取組みが行われています。

家族数や生活様態により利用できる容器や処理機などはさまざまですが、簡易なセットも無料で貸出しますので、お気軽にお問い合わせください。

●問い合わせ 生活環境課 ☎33-3702

SNS上のトラブルに注意しましょう

SNS上に掲載されている「簡単に儲かる」「手軽にキレイ」「大幅値引き」などの広告や書込み、SNSで知り合った人からの誘いなどをきっかけとして、消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

SNSは便利なコミュニケーションツールですが、安全に利用するために、きちんと危険性（リスク）も認識しましょう。

●対応策

- SNSで知り合った相手を簡単に信用しない
- 大幅値引きなどの記載をうのみにしない
- 本人確認書類を渡したり、個人情報や自分の写真、身元がわかるような書込みは気軽に投稿しない
- インターネットで相手方や事業者の情報を調べる
- 家族や周囲の人に相談する

●問い合わせ 消費生活センター ☎33-1227



広告